

## 令和8年度第1回神奈川県行政不服審査会議事録

- 1 日時 令和8年4月8日(水) 15:00~16:10
- 2 場所 神奈川県庁東庁舎11階 111会議室・112会議室・113会議室
- 3 出席者 泉委員、板垣委員、大槻委員、大西委員、常岡委員、西本委員、本間委員、渡辺委員

### 4 概要

(開会に先立ち、石田政策部長から各委員に委嘱状の交付を行った)

#### (1) 開会

事務局が開会を宣言し、会長が選出されるまで事務局が進行を務めることを報告し、本審査会の議事について公開することを決定した。

#### (2) あいさつ

石田政策部長が開会あいさつを行った。

#### (3) 委員紹介

各委員が自己紹介を行った。

#### (4) 議事

##### ア 会長互選

委員の互選により常岡委員を会長に選出した。

##### イ 会長職務代理者の指名

常岡会長が三浦委員を会長職務代理者に指名した。

##### ウ 部会構成員の選任

(資料5に基づいて事務局から説明)

原案のとおり、第1部会は大槻委員、大西委員、西本委員、第2部会は泉委員、板垣委員、三浦委員、第3部会は常岡委員、本間委員、渡辺委員とすることで決定した。(委員から特段の異論なし)

##### エ 部会長互選

第3部会については、神奈川県行政不服審査会条例第8条第1項により会長が部会長を兼ねるため、常岡会長が部会長となった。第1部会及び

第2部会については、各部会の委員の互選により、第1部会については西本委員を、第2部会については三浦委員を部会長に選出した。

#### オ 部会長職務代理者の指名

第1部会は西本部会長が大西委員を、第3部会は常岡部会長が渡辺委員を、それぞれ部会長職務代理者に指名した。第2部会は三浦部会長が欠席のため、次の第2部会で三浦部会長から指名することとした。

#### カ 令和8年度以降の諮問案件の各部会への割振り

(資料6に基づいて事務局から説明)

令和8年度以降の諮問案件の各部会への割振りに関して、配てん基準を決定した。(委員から特段の異論なし)

### (5) 報告事項

#### ア 神奈川県行政不服審査会年次報告(令和7年度)

(資料7に基づいて事務局から説明)

#### 【意見交換】

(板垣委員)

付言を、処分庁ではなく審査庁に対し付している案件があるが、どのような内容か。

(事務局)

減免を受けようとする年度分の自動車税の種別割が納期内に納付されているという要件を法的拘束力のない通知によって付加しているとも考えられるため、租税条例主義の観点からすると好ましくなく、当該要件については法的拘束力のある県税条例規則において規定するのが望ましいとした趣旨の付言で、県税条例規則の制定改廃は審査庁の所管であったため審査庁に対する付言となった。

(常岡会長)

答申後の裁決の状況で、「諮問時の内容のとおり 4件」とあるが、この内容は、審査会において認容答申した案件を、審査庁の裁決で棄却したものか。また、その内容は。

(事務局)

4件とも、審査会において認容答申した案件を、審査庁の裁決で棄却としたもの。具体的には、令和5年度（審）第123号、令和6年度（審）第67号、令和6年度（審）第18号、令和6年度（審）第156号で、いずれも生活保護案件。

（板垣委員）

この4件は、資力を有しているものの、認知症等により事理弁識能力がなく、資力が活用できない方に対して、保護を開始し、医療扶助により医療費を支給したところ、後見開始により、資力が活用できるようになったことから保護を廃止し、医療費の返還請求処分を行ったところ、処分の取消を求める審査請求が提起されたもの。

審査会は、後期高齢者医療制度に加入している場合の医療費自己負担額は、高額療養費の自己負担限度額にとどまるところ、被保険者であれば負担を要しなかった範囲の保護費の返還を求める部分については、著しく衡平を失しているとして、処分は取り消されるべきとする認容答申を行った。

審査会としては、ケースによっては100万円を超える高額な返還金を求められている事例で、高等裁判所の判決も参考にし近年の裁判実務を踏まえて答申をしたもの。

**(6) その他**

本日の議事録の取扱いについて確認した。

**(7) 閉会**

常岡会長が閉会を宣言した。

以上